

第38回
全国クレサラ・生活再建問題
被害者交流集会

in 高知

南国土佐から発信するぜよ。
つながるう、広げよう
脱貧困の輪

～様々な困難を抱えた人たちに寄り添いながら～

大会参加ならびにお申し込みのご案内

開催日
平成30年

10月13日(土) 全体会・特別企画・・・ 13:00～17:00
会場：高知商工会館(高知市本町1-6-24 電話 088-875-1171)

10月14日(日) 分科会・・・・・・・・・・・・・・ 9:15～11:15
会場：高知商工会館、高知会館、高知共済会館、
OKAMURA帯屋町ビル セミナールーム コミュバ(COMMUBA)
(地図をご参照下さい)

総括・・・・・・・・・・・・・・ 12:00～13:00
会場：高知商工会館(高知市本町1-6-24 電話088-875-1171)

特別
企画

パネルディスカッション

「生きづらさを支え、生き抜く力を育む地域支援
ネットワークを考える～具体的事例に即して～」

コーディネーター 田中 きよむ氏(高知県立大学社会福祉学部教授)

申込み締切:2018年9月7日(金) 17:00必着でお願いします。

お問い合わせ・お申し込み書送付先

株式会社 日本旅行 高知支店 〒780-0053 高知市駅前町1-8 第7駅前観光ビル2F

【営業日・時間】月～金 10:00～17:30(土・日・祝日休業)

TEL:088-884-0910 FAX:088-884-0911

※今大会は、管理面・経費面から極力インターネット申し込みをお願い申し上げます。申し込みアドレス <https://va.apollon.nta.co.jp/38cre-sara/>

高知実行委員会事務局 〒780-0915 高知市小津町9番7号 Kビルディング2階 くらしお法律事務所
高知実行委員会事務局長/弁護士 山口 剛史 TEL:088-855-7575 FAX:088-855-7578

南国土佐から発信するぜよ。 つながろう、広げよう脱貧困の輪

～様々な困難を抱えた人たちに寄り添いながら～

第38回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流会 in 高知

実行委員会委員長 弁護士 谷脇 和仁

今年で38回を迎える被害者交流会は、従来からのクレサラ・多重債務の救済とともに、生活再建の問題へと、被害者を中心とした運動の力点が、大きく変化してきた中で、土佐の高知で開かれます。

上記のメインテーマは、そのような現在の私たちの直面する課題にふさわしいものとして決めました。

大企業が少なく、人口も少ない高知県では、地域別最低賃金は全国最低、人口比に占める自己破産件数は常時10位以内にあり、人口比での生活保護率も上位から3番目に高くなっています。

そのような高知では、1998年にクレサラ対協が結成され、2007年にはクレサラ被害者の会「うろこの会」も結成され、全国の皆さんと連帯しながら、結成当初から、多重債務からの救済のみならず、生活再建の問題にこつこつと取り組んでまいりました。

その中で、被害者を中心に、弁護士・司法書士等の法律家だけでなく、行政の消費生活相談員や福祉職員・社会福祉協議会・労働団体・民間のボランティア等、多様な人々がかかわった多重債務の救済・生活再建に向けた運動が広がっています。生活再建の問題に運動の力点が移っている今日こそ、幅広い職種・階層の人々の協力・ネットワークの構築が求められていると思います。

高知での交流会に、全国の皆さんの貴重な経験を持ち寄り、シンポジウム・分科会を通して交流・討論を深める中で、国の法律・制度のどこに問題があるのか、また私たちの運動の課題は何か、ともに考えてみたいと思います。

交通の不便な土地ではありますが、ぜひ多数の皆さんのご参加をお待ちしております。

第38回全国クレサラ・ 生活再建問題被害者交流集会 in 高知

南国土佐から発信するぜよ。 つながろう、広げよう脱貧困の輪 ～様々な困難を抱えた人たちに寄り添いながら～

集会概要

日時：平成30年10月13日（土）～10月14日（日）

場所：全体会 高知商工会館（高知市本町1-6-24 電話088-875-1171）

懇親会

〃

分科会

高知商工会館、高知会館、高知共済会館、
OKAMURA帯屋町ビル セミナールーム コミュバ (COMMUBA)
(地図をご参照下さい)

総括 高知商工会館（高知市本町1-6-24 電話088-875-1171）

[詳細日程] 10月13日（土）

受付	12:00～13:00	受付会場：高知商工会館
全体会	13:00～14:00	挨拶・来賓挨拶・表彰・基調報告、被害者体験報告
	14:00～14:10	休憩
	14:10～17:00	特別企画パネルディスカッション 「生きづらさを支え、生き抜く力を育む地域支援ネットワークを考える ～具体的事例に即して～」 ……………高知県立大学社会福祉学部教授 田中 きよむ氏
懇親会	18:30～	会場：高知商工会館

10月14日（日）

受付	9:00～ 9:15	受付会場：分科会会場 (地図をご参照下さい。尚、分科会に対応する分科会会場は、後日、お知らせ致します。)
分科会	9:15～11:15	(詳細は分科会一覧表をご覧ください)
総括	12:00～13:00	会場：高知商工会館

◇特別企画 パネルディスカッション

生きづらさを支え、生き抜く力を育む
地域支援ネットワークを考える
～具体的事例に即して～

コーディネーター **田中 きよむ氏**（高知県立大学社会福祉学部教授）

分科会一覧表

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
1	ギャンブル被害のない 社会をめざして	1. ギャンブル被害者（本人・家族）の体験 2. あるべきギャンブル規制、ギャンブル被害者支援についてのディスカッション（行政・民間・学者等）	依存症問題対策全国会議 全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会
2	差別のない雇用の道筋を つくろう ～労働契約法と 労働組合法をいかそう～	1. 有期から無期契約へ転換の法制度を知ろう。 （労働契約法 18 条） 2. 雇止めをされても諦める必要はない。 （労働契約法 19 条） 3. 労働契約法 20 条でどこまで均等待遇は勝ち取れているのか。最高裁の判決は今後、どう生かせるのかを考える。 4. 派遣労働者も直接雇用を目指す法制度も活用しよう。 （労働者派遣法 40 条の 6） 5. 安倍政権の「働き方改革」で多様な働き方改革は実現できるか？	非正規労働者の権利実現 全国会議
3	生活困窮者支援における 連携について考える	平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法は 3 年を経ました。生活困窮者の自立と尊厳を尊重しながら、個人に寄り添った包括的支援の実践が進められる過程で、地域における様々な分野、関係者間のつながりも生まれています。しかしながら、地域や自治体の取り組みには格差が生じており、生活困窮者自立支援制度がより多くの生活困窮者を支援対象とし、地域参加や就労につなげるには、地域資源や他制度との、さらなる連携が求められています。特に、税や各種料金の滞納者、多重債務者、様々な要因が複合して生活に困窮している市民の救済、またひきこもり等の社会的孤立の問題を解決するためには、自治体の庁内連携及び地域の関係機関との連携が重要となります。そこで当分科会では、「連携」をテーマに、相談者の発見から包括的支援につなげる仕組みについて、皆さんと情報共有しディスカッションを深めたいと思います。	社会保障問題研究会 滞納処分対策全国会議
4	生活保護てんこ盛り講座 ～基準引き下げ・法「改正」 対抗策、海外情勢から 何でも Q&A まで～	1. 2018 年 10 月からのさらなる基準引き下げにどう対抗するか（審査請求運動） 2. 法「改正」による法 63 条返還債権の非免責化等にどう対抗するか 3. 「死角地帯（漏給層）」の解消を掲げる韓国など諸外国に学ぶあるべき改革策 4. 生活保護なんでも Q&A（元ベテランケースワーカーと弁護士が日頃の疑問に答えます）	生活保護問題対策全国会議

申込 番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
5	銀行カードローン、 総量規制など近時のサラ金 問題と事業者の保証問題	<p>貸金業法改正から12年が経過した。改正から減少し続けていた自己破産件数が、2016年度から増加に転じた。高金利の銀行カードローンによる過剰与信が大きな原因となっている。サラ金に年収の三分の一規制があることを悪用して総量規制を踏みこむサラ金化した銀行の過剰与信が続けば、多重債務問題は再燃することとなるだろう。今こそ、銀行のカードローンも総量規制の対象にするべく、法改正の実現に向けて運動を強化していくべきと考える。</p> <p>また、民法改正により第三者保証が公正証書によって復活しかねない現状においては、保証人が生活できる支払の限度を踏まえた「保証人の総量規制」についても併せて検討すべきである。本分科会では、被害事例を踏まえて、あるべき総量規制について議論し、法改正運動に繋げていきたい。</p>	<p>利息制限法金利引下実現 全国会議</p> <p>全国ヤミ金融・悪質金融 対策会議</p> <p>43条対策会議</p> <p>全国クレサラ・生活再建 問題被害者連絡協議会</p>
6	改正住宅 セーフティネット1年 ～新たな住宅セーフティ ネットを検証する～	<p>改正住宅セーフティネット法が施行されて1年を迎えます。住宅確保要配慮者の入居を拒まない登録住宅制度の創設や、家賃等補助の予算化、家賃債務保証業者登録制度居住支援法人など、新たな住宅セーフティネットの仕組みがスタートしました。しかし、登録住宅は目標にはるか及ばない1000件程度であり、家賃等補助の予算措置を講じたり、居住支援協議会を設置したりしていない自治体も数多くあります。また、国交省所管の住宅部門と、厚生労働省所管の生活困窮者支援部門等が十分に連携されていないとの指摘もなされています。</p> <p>当分科会では、厚生労働省の担当官を講師に迎え、行政における住宅と福祉の連携について講演をいただいた上で、各地の居住支援法人や法律家団体等から、新たな住宅セーフティネットの活用の方策と課題について報告をして、被害者団体・法律家団体として、どのように居住支援に取り組むべきかについて意見交換を行いたいと考えています。</p>	<p>全国追い出し屋対策会議</p> <p>生活弱者の住み続ける権利 対策会議</p>
7	困難を抱えた子どもたちに 向き合う ～これからの子どもの 居場所づくりを考える～	<p>日本では、7人に1人の子どもが貧困状況にあります。親の経済的貧困により子どもの教育を受ける機会が減少したり、また、近年では親や子どもが社会的に孤立し地域や学校での居場所が無くなったりしています。こうした厳しい環境にある子どもに寄り添っていくには、地域に子どもが安心できる居場所づくりが重要であり、NPOや地域住民等による子ども食堂の開催や学習支援の輪が広がっています。</p> <p>そこで本分科会では、子ども食堂や学習支援に取り組む実践発表を通じて、今後必要とされる子どもの居場所づくりの方向性を検討していきます。</p>	<p>社会福祉法人 高知県社会福祉協議会</p>
8	家計改善支援で 生活再建をめざす	<p>多重債務状態に陥った人たちの多くは、税や公共料金、家賃、学費などの滞納問題も同時に抱えています。したがって、債務整理と並行して滞納問題の解決が生活再生には不可欠です。こうした事情の中から、家計を成立させ再び借金生活に逆戻させないために始まったのが家計相談支援と言われており、現在では、生活困窮者自立支援制度の柱となる事業の一つとなっています。</p> <p>単なる金銭管理の支援ではなく、相談者とともに家計の状況を見える化し、相談者が課題に気づき、相談者の家計管理への意欲と能力を培う家計改善支援について考察してみたいと思います。</p>	<p>社会福祉法人 高知市社会福祉協議会</p>